

医療法人成春会ケアプラン花輪

介護の相談・ケアプラン作成を行っています

居宅介護支援とは、利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送る事が出来るよう、ケアマネジャーが利用者の心身の状況やおかれている環境に応じた介護サービスを利用するためにケアプランを作成し、そのプランに基づいて適切なサービスが提供されるよう、事業者や関係機関との連絡、調整を行っています。

施設概要

住所	千葉県船橋市習志野台 2-71-15 ACE201
電話番号	047-462-2320
FAX 番号	047-462-2131
営業時間	9:00~17:00
休日	日曜日、祝日、12月30日~1月3日
職員数	介護支援専門員（ケアマネジャー）1名



在宅での生活をケアマネジャーがお手伝いいたします
お気軽にご相談下さい

居宅介護支援 重要事項説明書

(令和6年4月1日現在)

1、概要

名称・法人種別 : 医療法人 成春会
代表者役職氏名 : 理事長 酒井健介
所在地 : 千葉県船橋市習志野台2-71-10
電話番号 : 047-462-2112
事業所等 : 居宅介護支援
訪問リハビリ 居宅療養管理指導
(北習志野花輪病院)

2、当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話番号 047-462-2320

3、医療法人 成春会 ケアプラン花輪の概要

(1) 居宅介護支援の指定事業所番号およびサービス提供地域

事業所名	医療法人 成春会 ケアプラン花輪
所在地	千葉県船橋市習志野台2-71-15-201
介護保険指定事業所番号	居宅介護支援(船橋市 1270900184号)
サービスを提供する地域	船橋市内

(2) 事業所の職員体制

	資格	業務内容	計
管理者	主任介護支援専門員	管理業務	1名
介護支援専門員	介護支援専門員	ケアマネジメント	1名以上

(3) 営業時間

○月曜～土曜の午前9時～午後5時

○緊急連絡電話：462-2320(24時間受付、携帯電話に転送されます)

○休業日は日曜祝祭日、12月30日から1月3日

4、居宅介護支援の申し込みからサービス提供の流れと主な内容

▽利用申し込みの受付

申し込みを頂いた利用者様に、重要事項説明書(本書)により説明し、同意を得ます。

▽契約締結

利用申し込み者様と居宅介護支援に関する契約を結びます。

▽状態の把握(アセスメント)

利用者様やご家族様に面接し、抱えている問題点や解決すべき課題を分析します。
▽居宅サービス計画の原案の作成

アセスメント結果などに基づき、どのような支援が必要かを利用者様やご家族様と調整しその合意に基づき、計画等の原案を作成します。

▽サービス担当者との会議の開催、連絡・調整

介護支援専門員を中心に、サービスの担当者と利用者様の状況等に関する情報を共有するとともに、計画の原案について専門的な意見を聴取します。

▽居宅サービス計画書の交付

利用者様、ご家族様に説明し、同意を得て居宅サービス計画書を交付します。

▽サービスの利用へ

居宅サービス計画書に基づいて、サービスが提供されます。

▽定期的な確認（モニタリング）・評価

少なくとも1月に1回、利用者様宅を訪問、利用者様やご家族様に面接し、計画の実施状況を確認記録し、サービス提供事業者と連絡調整を行います。

*利用者様は居宅サービス計画に位置付けるサービス事業者等について、複数の事業者等の紹介を求めることができ、また、当該事業所を居宅サービス等に位置付けた理由の説明を求めることができます。

*ケアマネジメントの公正中立性の確保のため、居宅介護支援開始の際に、前6月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合と、各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合を利用者様に説明し、理解を得るよう努めます。

5、利用料金

*要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

保険料の滞納等により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき居宅サービス計画費（1ヶ月分）相当額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行致します。このサービス提供証明書を後日、船橋市の窓口に提出しますと、全額払い戻しを受けることができます。

(1) 居宅介護支援費（I）

①居宅介護支援費 〈取扱件数45未満〉

要介護 1・2 11,772円/月

要介護 3・4・5 15,295円/月

②居宅介護支援費 〈取扱件数45以上〉

要介護 1・2 5,896円/月 45以上60未満の部分を算定

要介護 3・4・5 7,631円/月

③居宅介護支援費 〈取扱件数60以上〉

要介護 1・2 3,533円/月 60以上の部分を算定

要介護 3・4・5 4,574円/月

居宅介護支援費（Ⅱ）指定居宅サービス事業者等との間で居宅サービス計画に係るデータを電子的に送受信するためのシステムの活用及び事務職員の配置を行っている場合

① 居宅介護支援費 〈取扱件数50未満〉

要介護 1・2 11,772円/月

要介護 3・4・5 15,295円/月

② 居宅介護支援費 〈取扱件数50以上60未満〉

要介護 1・2 5,712円/月 50以上60未満の部分を算定

要介護 3・4・5 7,403円/月

③ 居宅介護支援費 〈取扱件数60以上〉

要介護 1・2 3,425円/月 60以上の部分を算定

要介護 3・4・5 4,444円/月

(2) 初回加算 3,252円/月

①新規に居宅サービス計画を作成する場合

②要支援者が要介護認定を受けた場合

④ 要介護状態区分が2区分以上変更された場合

(3) 入院時情報連携加算

①入院時情報連携加算（Ⅰ） 2,710円

利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。

※入院日以前の情報提供を含む。

※営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む。

②入院時情報連携加算（Ⅱ） 2,168円

(Ⅰ)において入院した日の翌日又は翌々日に実施。

※営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日を含む。

(4) 退院・退所加算（入院または入所期間中1回を限度）

医療機関や介護保険施設等に入院、入所していた者が退院または退所するにあたり当該医療機関や介護保険施設等の職員と面談を行い、当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、サービスの利用に関する調整を行った場合（同一の利用者について、当該居宅サービス及び地域密着型サービスの利用開始月に調整を行う場合に限る）退院、退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合は、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加する。

(Ⅰ) イ 4,878円/回 利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方

法により 1 回受けている事

- (I) □ 6, 504円/回 (I) イをカンファレンスにより 1 回受けている事
(II) イ 6, 504円/回 (I) イを2回受けている事
(II) □ 8, 130円/回 2回受けており、うち1回以上はカンファレンスによる事
(III) 9, 756円/回 3回以上受けており、うち1回以上はカンファレンスによる事

(5) 通院時情報連携加算 542円(1月に1回を限度)

利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師等に利用者の心身状況や生活環境等の情報提供を行い、医師又は歯科医師等から利用者に関する必要な情報の提供を受け、ケアプランに記録する。

(6) ターミナルケアマネジメント加算 4, 336円/月

在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者またはその家族の同意を得て居宅を訪問し、利用者の心身の状況等を記録し、主治医及び居宅サービス計画に位置付けたサービス事業者に提供した場合。

(7) 特定事業所加算

①特定事業所加算(I) 5, 625円/月

(1) 常勤専従の主任介護支援専門員を2名以上配置 (2) 常勤専従の介護支援専門員を3名以上配置 (3) 利用者情報等の伝達等のための会議の定期的開催 (4) 24時間連絡体制と利用者等の相談対応体制を確保 (5) 算定月の総利用数のうち、要介護3~5の割合が40%以上 (6) 計画的に研修を実施 (7) 地域包括支援センターからの困難事例への対応 (8) 家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加 (9) 特定事業所集中減算の適用を受けていない (10) 利用者数が介護支援専門員1人当たり45未満(居宅介護支援(II)の場合は50未満) (11) 介護支援専門員実務研修科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制の確保 (12) 他法人が運営する居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施 (13) 必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援サービス(インフォーマルサービス含む)が包括的に提供されるようなケアプランを作成

②特定事業所加算(II) 4, 563円/月

(I) のうち (1) (2) (3) (4) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) の基準に適合している事 (1) については、1名以上

③特定事業所加算(III) 3, 501円/月

(I) のうち (1) (2) (3) (4) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) の基準に適合している事 (1) については、1名以上 (2) については、2名以上

④特定事業所加算(A) 1, 235円/月

(I)のうち(1)(2)(3)(4)(6)(7)(8)(9)(10)(11)(12)(13)の基準に適合している事、ただし(4)(6)(11)(12)は他事業所との連携でも可 (1)については1名以上(2)については、常勤1名以上、非常勤1名以上(兼務可)

(8) 特定事業所医療介護連携加算 1, 355円/月

- (1) 前々年度の3月から前年度の2月までの間において退院・退所加算の算定に係る病院等との連携の回数の合計が35回以上
- (2) 前々年度3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を15回以上算定
- (3) 特定事業所加算(I)～(III)のいずれかを算定している事

(9) 緊急時等居宅カンファレンス加算 2, 168円(利用者1人につき月2回限度)

病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて、当該利用者に必要な居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合

(10) 交通費

船橋市にお住まいの方は無料です。船橋市以外の地域の方は介護支援専門員がおたずねするための交通費の実費が必要です。自動車を利用した場合の費用は通常の事業の実施地域を超えた地点から1kmあたり50円となります。

(11) その他

要介護認定の申請代行の利用料金は、無料です。

記録の複写物の請求に関しての料金は、B4サイズまで1枚30円(内税)です。

6、サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

①利用者様のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出くださればいつでも解約できます。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業所をご紹介します。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了します。

○利用者様が介護保険施設に入所された場合

- 介護保険給付でサービスを受けていた利用者様の要介護認定区分が、非該当(自立)または、要支援と認定された場合
- 利用者様がお亡くなりになった場合
- 6か月以上サービスの利用がなく、居宅サービス計画の作成が行われない場合

④その他

利用者様やご家族様などが当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

7、当居宅介護支援事業所の特徴等

(1) 運営の方針

- ①利用者様の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるよう、在宅生活全般にわたる居宅サービス計画等を作成します。
- ②事業の実施にあたっては常に利用者様の立場に立って、利用者様に提供されるサービスが特定の事業者に着しく偏ることのないよう、公平、中立に努めます。
- ③地域の保健、医療、福祉サービスの利用や関係機関との密接な連携を図り、総合的な居宅サービス計画等の提供に努めます。

(2) 居宅介護支援の実施概要等

利用者様の生活ニーズから医療ニーズまで幅広い視野に立ち体系的、客観的な評価を行い、ケアの目的を明確にした居宅サービス計画等を作成します。また利用者様の状態の変化やサービスの変更のご希望などにはご相談の上、居宅サービス計画等の変更を行います。

8、虐待の防止のための措置に関する事項

- 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること
- 虐待の防止のための指針を整備すること。
- 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。担当者は管理者とする。

9、業務継続に向けた取り組み

事業所は感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修訓練を実施する。また、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修、訓練を実施することとする。

10、ハラスメント対策の強化

介護サービス事業者の適切なハラスメント対策を強化する観点から、全ての介護サービス事業者に、男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策を求めることとする。

11、身体的拘束等の適正化

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならないこととし、やむを得ず行う場合にはその理由を記録することとする。

12、事故発生時の対応

事業所は利用者様に事故が発生した場合は、市町村、利用者様の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じることとする。また、利用者様に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を行うこととする。

13、サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所利用者様相談・苦情担当

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

苦情相談窓口：電話 047-462-2320 担当者：管理者 津村 由美

(2) その他 当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。 船橋市介護保険課：電話 047-436-2302

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者様に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者 所在地 千葉県船橋市習志野台2-71-15-201
名称 医療法人 成春会 ケアプラン花輪

説明者氏名 _____

重要事項説明書 別紙

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は以下の通りです。

①前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	50.00%
通所介護	43.00%
地域密着型通所介護	16.50%
福祉用具貸与	65.50%

②前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	公益財団法人船橋市福祉サービス公社習志野台	31 %
	東京海上日動みずたま介護ステーション北習志野	29 %
	ひだまりの家ホームヘルプサービス	23 %
通所介護	デイサービスセンターさくら館	26 %
	ケアパートナー飯山満	15 %
	デイサービスがんばれるーや	15 %
地域密着型通所介護	デイサービス アシスト	42 %
	かちありき	30 %
	習志野台みゆき苑	18 %
福祉用具貸与	シルバーとっぴ	19 %
	株式会社ヤマシタ	19 %
	京葉ガスホームケアショップ船橋	16 %

上記内容の説明を受け、了承しました。

令和 年 月 日

利用者氏名

印 (本人自署の場合不要)

代理人氏名

事業者 所在地 千葉県船橋市習志野台 2-71-15-201

名称 医療法人 成春会 ケアプラン花輪

説明者氏名

医療法人 成春会 ケアプラン花輪 指定居宅介護支援事業運営規程

(事業目的)

第一条 医療法人成春会が経営する居宅介護支援事業所としての 医療法人成春会ケアプラン花輪（以下「事業所」という）が行う居宅介護支援事業（以下事業という）の適正な運営を確保するために 人員及び管理運営に関する事項を定め、居宅の要介護者又はその家族の介護者等に対し、居宅介護に関する総合的な相談に応じ、居宅の要介護者及びその介護者の介護等に関するニーズに対応した保健医療サービス、福祉サービスが総合的に受けられるように市町村等関係行政機関、サービス実施機関等との連絡調整の便宜を供与し、もって地域の要介護者及び要介護となる恐れのある者、並びにその介護者の福祉の向上を図ることを目的とする。

(運営の指針)

第二条 1、事業所の介護支援専門員は利用者からの相談に応じ、また依頼によって総合的なサービス調整を行い援助する。
2、事業の実施にあたっては関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの調整に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第三条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1、名称 医療法人 成春会 ケアプラン花輪(指定事業者番号：船橋市 1270900184)
- 2、所在地 千葉県船橋市習志野台2丁目71番地15 ACE201号室

(職員の職種、員数及び職務内容)

第四条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1、管理者 1名
管理者は事業の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも利用者の相談に応じるものとする。
- 2、介護支援専門員 1名以上
要介護認定の代行申請、居宅サービス計画の作成その他、事業目的を達成するための業務を行う。

(営業日及び営業時間)

第五条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 1、営業日 月曜日から土曜日までとする。
ただし祝日、12月30日から1月3日を除く。
- 2、営業時間 午前9時から午後5時までとする。
- 3、電話等により24時間連絡が可能な体制とする。

(事業の内容及び利用料等)

第六条

1 項 事業の内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

①指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができることや居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由等につき説明を行い、理解を得なければならない。

※これらについては文書を交付して説明を行う。

②介護支援専門員は、利用者が自立した日常生活を営む事ができるように支援する上で解決すべき課題の把握（アセスメント）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

※居宅サービス計画の変更の際しても同様とする。

③介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下「担当者」という。）を召集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

※居宅サービス計画の変更の際しても同様とする。

④介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

※居宅サービス計画の変更の際しても同様とする。

⑤介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。

※居宅サービス計画の変更の際しても同様とする。

⑥介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後の居宅サービス計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

1. 少なくとも一月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

2. 少なくとも一月に一回、モニタリングの結果を記録すること。

⑦介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス

計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求める事ができるものとする。

1. 要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合
2. 要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

⑧介護支援専門員は、ケアマネジメントの公正中立性の確保のため、居宅介護支援開始の際に、前6月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合と、各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合を、利用者に説明し理解を得ること。

2項 第八条の通常事業の実施地域を越えて行う居宅訪問に要した交通費は、その実費を徴収する。
なお、自動車を利用した場合の費用は通常の実施地域を越えた地点から1kmあたり50円とする。

(緊急時における対応方法)

第七条 介護支援専門員は、介護の相談・助言を中心に、利用者の病状の急変、介護者の事故、その他緊急事態が生じたときは、速やかに関係機関に連絡する等の処置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第八条 通常の事業の実施地域は船橋市の地域とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第九条 事業所は利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じることとする。

- 1、虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 2、虐待防止のための指針を整備すること。
- 3、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- 4、上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。担当者は管理者とする。

(その他の運営についての留意事項)

第十条 1、事業所は相談員の質的向上を図るため研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- イ 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- ロ 継続研修 年1回以上

- 2、従業者は業務上に知り得た利用者または、その家族の秘密を保持する。
- 3、従業者であった者に、事業上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業

者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨に従業者との雇用契約の内容とする。
4、この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人成春会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定の改正は、平成18年4月1日とする。

この規定の改正は、平成18年11月1日とする。

この規定の改正は、平成20年4月1日とする。

この規定の改正は、平成21年4月1日とする。

この規定の改正は、平成25年11月1日とする。

この規定の改正は、平成26年4月1日とする。

この規定の改正は、平成27年4月1日とする。

この規定の改正は、平成28年4月1日とする。

この規定の改正は、令和2年1月1日とする。

この規定の改正は、令和2年6月1日とする。

この規定の改正は、令和4年1月1日とする。